

議案第 98 号

不動産（建物）の無償譲渡について

次のとおり町有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

1 譲渡をする財産

建 物

名 称	箱根町立温泉幼稚園施設
所 在	箱根町宮ノ下 413 番地
構 造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 3 階建
延床面積	4,233.502 m ²

2 譲渡の相手方

- (1) 箱根町小涌谷 439 番地の 2
社会福祉法人 箱根恵明学園
理事長 田崎 吾郎
- (2) 箱根町小涌谷 439 番地の 2
学校法人 恵明学園
理事長 田崎 吾郎

3 譲渡の目的

学園から施設利用の要望を受け、学園の公益性、将来にわたる施設の有効利用及び地域と共生し続けることによる効果を考慮し、無償で譲渡するものである。

4 譲渡の時期

平成 29 年 7 月 1 日

平成 28 年 12 月 1 日提出

箱根町長 山 口 昇 士